本則中「租税特別措置法施行規則」の下に「第十八条の二第二項第二号イ(4)並びに」を加え、第一号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を「（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した同条第四項に規定する被相続人居住用家屋（以下「被相続人居住用家屋」という。）又は法」に、「第七十条の二第一項又は」を「第七十条の二第一項若しくは」に改め、「住宅の用に供する家屋」の下に「（以下「既存居住用家屋」という。）」を、「（昭和三十二年政令第四十三号）」の下に「第二十三条第五項」を加え、「当該家屋が」を「これらの家屋が」に、「当該家屋の」を「当該被相続人居住用家屋の譲渡又は当該既存居住用家屋の」に、第二号中「租税特別措置法」を「法第三十五条第三項の規定の適用を受けようとする者が譲渡した被相続人居住用家屋又は法」に、「第七十条の二第一項又は」を「第七十条の二第一項若しくは」に、「建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋」を「既存居住用家屋」に、「当該家屋」を「当該被相続人居住用家屋の譲渡又は当該既存居住用家屋」に、第三号中「租税特別措置法」を「法」に、「建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋に」を「既存居住用家屋に」に、「当該家屋」を「当該既存居住用家屋」に、同号ロ中「建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋」を「既存居住用家屋」に改める。

別表を次のように改める。

別表

耐震基準適合証明書

証明申請者	住　所	
	氏　名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日		平成　　年　　月　　日
適合する耐震基準		1　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 2　地震に対する安全性に係る基準

上記の家屋が租税特別措置法施行令

（イ）第23条第５項
（ロ）第24条の２第３項第１号
（ハ）第26条第２項
（ニ）第40条の４の２第２項
（ホ）第40条の５第２項

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

証明年月日	平成　　年　　月　　日

1．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏　名			印
	住　所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	

証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　称	
	所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日及び登録番号	

2．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名　称			印
	住　所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏　名			
	住　所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
			登録を受けた地方整備局等名	

3．証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名　称			印
	住　所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏　名			
	住　所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	